

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	美唄市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015070800137/

執行機関名 美唄市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	美唄市医療費助成条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美唄市番号条例別表第1 第3の項 美唄市医療費助成条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	美唄市医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父と児童及び乳幼児等に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		